



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 44 2007年10月02日

英国商標出願審査手続きの変更

2007年10月1日より、英国特許庁は、先行商標の所有者による異議申立があった場合を除いて、抵触する先行商標に基づいて新たな商標出願の登録を拒絶しないことになりました。

英国特許庁は、審査手続きの一部として商標調査を継続して行い、抵触するとみなす先行出願又は登録商標の詳細を情報の提供としてのみ出願人に送付します。新規出願の審査が完了次第、その出願は3ヶ月間公告され、その期間に第三者は異議申立を行うことができます。出願公告と同時に英国特許庁は、抵触する先行英国出願若しくは登録、又は英国を指定する国際登録(マドプロ)の所有者に自動的に出願の公告及び異議申立期間に関して通知します。

英国特許庁の調査で挙げられた抵触する欧州共同体商標(CTM)又はEUを指定する国際登録の所有者は、通知を受けるシステム(OPT-IN)に申し込んだ場合のみ英国特許庁より通知を受けることができます。“OPT-IN”申請の現地費用は1商標につき3年間で約100ポンド(約¥25,000)です。

従って、CTM出願及び登録の所有者は通知を受けるシステムに加入するか検討する必要があります。2007年10月20日前に英国特許庁に加入の申請をして受理されれば、本システムの下で最初の出願が公告される2007年10月26日から通知期間が開始します。

若しくは、OPT-INの代わりに商標のウォッチングサービスを利用することもできます。

商標ウォッチングはワールドワイドに又は国ごとに手配可能です。

以上

(情報提供:FRANK B. DEHN & CO.)